

# 新型コロナウイルス感染者の全数把握見直しについて

令和4年11月7日  
健康福祉部

## 1 変更内容

### (1) 発生届の届出が必要な者を限定

- ・65歳以上の者
- ・入院を要する者
- ・重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者、又は、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ・妊婦

### (2) 感染者数把握の継続

新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師（医療機関）の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び年代別の総数を把握

## 2 対 応

9月26日から発生届の対象が限定されることに伴い、感染者等のフォローアップ体制の整備を進め、県民が安心して療養できる環境を整える。

- ・24時間体制の総合相談窓口の設置（総合相談窓口）
- ・休日・夜間も医療相談可能な体制整備（医療相談窓口）
- ・宿泊療養の受付機能強化（受付センター設置）

## 3 メリット

### (1) 重症化の可能性が高い方への医療の重点化

- ・検査キット配付・陽性者登録センター

### (2) 医療機関、保健所の事務負担軽減

- ・発生届に関する負担軽減等

#### (参考) 全数把握見直しの経緯

○令和4年8月24日

総理が「医療ひっ迫などにより、緊急避難的に各自治体の判断で全数把握の見直しが可能」と表明

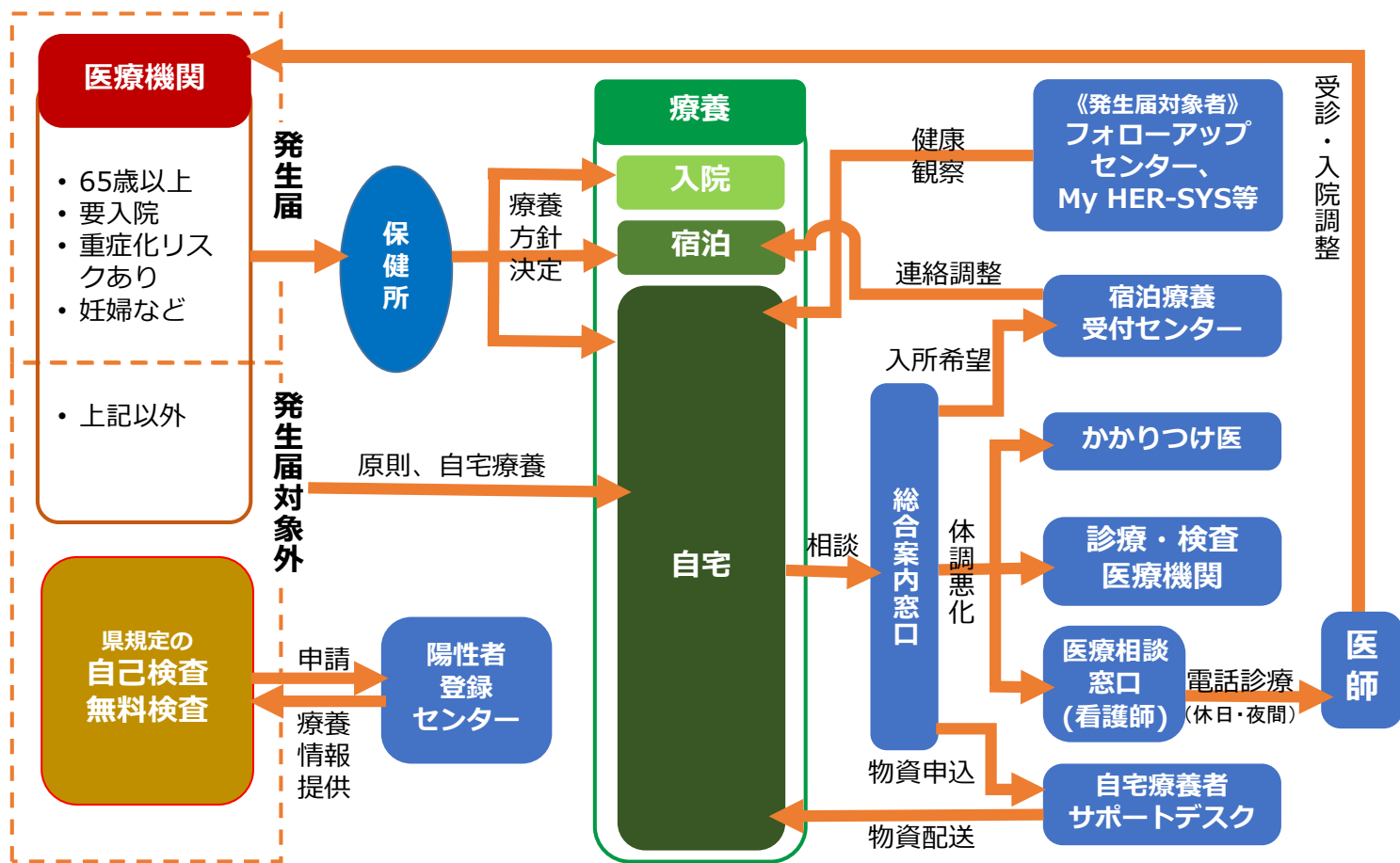
○令和4年8月27日

総理が「全国一律で導入することを基本として考えている」ことを表明

○令和4年9月6日

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策本部」事務連絡により、令和4年9月26日から「全国一律で全数把握を見直す」ことを通知

## 秋田県 感染確認から療養支援までの流れ



## 新型コロナウイルス感染症に関する相談体制

